

## 上田市福祉医療費給付金条例の一部改正について

### 1 改正の概要

現在、精神障害者保健福祉手帳（以下「精神手帳」という。）1級及び2級所持者の入院費に対する給付金は、所得税非課税世帯のみであるが、精神障害者の経済的負担軽減を図るため、精神手帳1級所持者は、本人及び世帯員の所得税課税状況を問わず対象、精神手帳2級所持者は、本人が所得税非課税であれば、世帯員に課税者がいても対象とするため所要の改正を行うものである。

改正前

対象者	給付対象	所得要件
精神手帳 1級	通院のみ	特別障害者手当を受給できる範囲内の額
精神手帳 2級		本人が所得税非課税であり、扶養義務者の所得が特別障害者手当を受給できる範囲内の額
精神手帳 1・2級	通院・入院	所得税非課税世帯



改正後

対象者	給付対象	所得要件
精神手帳 1級	通院・入院	特別障害者手当を受給できる範囲内の額
精神手帳 2級		本人が所得税非課税であり、扶養義務者の所得が特別障害者手当を受給できる範囲内の額

### 2 改正の内容

給付額から精神手帳1級及び2級所持者の入院費を控除する規定を削る。

### 3 施行期日 令和8年4月1日